

## 第3号様式（第6条、別表関係）

## 附属機関等の会議の概要

(令和4年2月25日作成)

会議の名称	第280回名古屋市個人情報保護審議会
開催の日時	令和4年1月28日（金）午後1時30分～午後3時00分
開催の場所	市役所西庁舎12階 西12A会議室
議題 (公開・非公開の別)	<p>(1) 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開） ：事務局からの説明が行われ、委員による質疑応答がなされた。</p> <p>(2) 次回の審議予定事項について（公開） ：事務局からの説明が行われた。</p>
出席者数	審議会委員：会長始め7名 事務局等：スポーツ市民局市民生活部市政情報室長始め7名
傍聴者数	0人
非公開の理由	一
照会先	スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係 電話(052)972-3153 FAX(052)972-4127

## 第 280 回名古屋市個人情報保護審議会 議事録

開催日時	令和 4 年 1 月 28 日（金）午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
開催場所	西庁舎 12 階 西 12A 会議室
出席委員	庄村会長、川上委員、小林委員、小野木委員、荒見委員、間瀬委員
その他出席者	事務局等…市政情報室長始め 7 名
会議次第	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
非公開理由	
会議資料	別添のとおり

議題 1	名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
対象事案	一
	<p>(事務局の冒頭説明)</p> <p>諮問の趣旨を確認させていただく。諮問については改正法が施行され、規律が変化する中で変化による影響について、対応が必要となるのかならないのか、対応していく場合の規定、条例なのか要綱か、どういうレベルで規定していくのか個別の論点ごとにご意見を頂戴し、答申をいただく。答申を踏まえて、今後の対応について事務局で検討していく。検討していく際の、外してはならないポイントについてご意見を賜りたい。本日説明の中で対応のイメージも示している所、例としてイメージいただければと思う。五つの論点を用意している。規律に変化が生じるが、現状の条例の運用や保護水準をベースに何が必要かを考える。一方で、現状の運用の不合理な点についてもこの機に見直すということを全体の方針として案を作成している。</p>
発言要旨	<p><b>【定義（死者に関する情報）】</b></p> <p>(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)</p> <p><b>小野木委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1 項中段、開示請求ができなくなる情報について、情報提供に応じるとあるが、開示請求と情報提供の違いは何か。</li> </ul> <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求については条例で定められた手続きである。どのように開示するか、費用などについて細かく定められている。その他、文書を加工できないなど、いろいろなルールがあり、手続きが固められている。情報提供についてはもう少し柔軟に対応ができる。例えば、決裁を経ずに提供が出来るなど。開示については行服法上の処分にあたるため、審査請求ができる。情報提供は対象にならない</li> </ul> <p><b>小野木委員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族にとってのメリットデメリットはどういうものか。</li> </ul> <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供のメリットは一定柔軟な対応ができる点にある。一般に早く情報提供できる。デメリットは審査請求ができず、救済措置について制度的に担保されていない。ただし、同じ情報について情報提供で応じてもらえなかった場合でも、開示請求はできる。この場合審査請求の対象になる。(死者情報の情報提供について) 要綱を設けて審査請求</li> </ul>

に準じた制度を設けている所もあると聞いているのでそういったカバーも考えられる。

### 小野木委員

- ・得られる情報の幅や種類は狭まるのか広まるのか。

#### ⇒事務局

- ・開示請求か情報提供かという制度で直ちに範囲が変わるものではない。  
ただし、開示請求は原則開示の精神が制度上組み込まれている。

### 小野木委員

- ・各事務所管課によって、同じ情報が開示になったり非開示になったりすることもあり得るか。

#### ⇒事務局

- ・情報提供においては、原則開示という精神がない制度である以上、一般には開示されない事はあり得る。

### 庄村会長

- ・情報提供は行政が出したい情報を出す。開示請求は出したくない情報も出す。条例に基づいて出す出さないを決める。行政が出したくない情報を出さざるを得ない状況ではなくなる可能性がある。
- ・救急活動記録などは、救急隊が失敗して亡くなった時、出さないという判断をした時に、救済手続きに乗らなくなることは少し懸念している。デメリットの部分と情報提供で柔軟な対応をするという方針を審議会として出し、現場でやってもらうということ。

### 小林委員

- ・情報提供のところは気になっている。意図的に情報提供しないケースはともかく、遺族から開示の求めがあり、利害関係があり、非開示としなければならない時に、微妙な判断を要する場合、実施機関の判断でいいのか。納得ができなかった場合にもう一度判断を仰ぐなど、要綱で決められるのであればやっておくなど、何らかの対応がいるのではないか。実施機関に投げると、数年後に統一が取れていない事態が起きそうである。
- ・あんしん条例で何とかという対応だが、個人情報保護条例改正に合わせて情報公開条例も変える必要も出てきて、あんしん条例の規定自体も変える前提になるのか。

### 庄村会長

- ・後者の論点は他の論点でも関わりそうである。

⇒事務局

- ・必要な情報を必要な方に届けるという視点は欠いてはならない視点である。そこは持ったうえで具体的な対応を検討して参りたい。一方、これまで個人情報としてその人自身の情報なので開示していたという建前があり、今後その人自身の情報ではない別の人の情報にアクセスできるようになるという所で行くと、原則開示という考え方をどこまで当てはめていくのかという判断も必要になってくる。必要な人に必要な情報を届けるという趣旨で今後検討して参る。

**小林委員**

- ・恣意的に隠すのは要綱できっちり対応はできる。実際には恣意的ではなく、判断が微妙なケースが出てきて要綱でやっていても統一的、適切な対応ができないのでそこが問題になる。審査請求的なものが必要になるのではないか。恣意的に隠すのは要綱で対応ができるが、微妙なケースについては要綱で対応しきれないという所が問題である。

**川上委員**

- ・死者の情報に関して、相続人たちが、どこまでがそれについて接せられるのか。介護認定・カルテ関係の情報は分かるが、その他の部分についてはどんなことが開示されなくなるのか。
- ・相続人が何名もいる場合、相続人間で地位が異なり、それぞれ知りたい度合いや中身が異なる場合、相続人間で機密情報（非開示情報）が変わってきたりするのか。法的な枠組みとして考えた時行政が恣意的に行わないことを考える時、どのような理屈で構成していくのか。
- ・資料1頁で、死者のうち機密情報に該当するものは情報あんしん条例の規定が適用されるとあるが、死者に関する機密情報のその他の情報には適用されないのでないか。

⇒事務局

- ・国においては、死者情報の遺族情報該当性について争われた個人情報保護審査会の答申によると、先ほどの相続財産については、特定の相続人の相続財産が確定しており、その時に当該遺族の個人情報になると読める。未分割の財産については、共同相続人全員に帰属するといった答申もあった。その他、損害請求権が相続される場合、損害賠償請求権の行使に密接にかかわる情報は当該遺族の情報と見なすように判断されるものと把握している。一定の権利、財産、債権が帰属した先の遺族の権利の行使に密接に関わる情報が、当該遺族の情報と整理できる。また、

亡くなった時点で未成年であった者の、情報については統一的に親の情報であるという整理がなされていると理解している。この点名古屋市においてはこの表の区分について、類型的に判断している。国の個人情報保護審査会においては遺族と情報の結びつきは精緻に判断しているように見えるが、本市においては医療・介護関係情報は類型的に遺族の情報と見なせるため、若干包括的な整理をしている。

- ・二点目については、情報公開条例第7条第1号を改めてご覧いただくと、個人に関する情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものが非公開情報、すなわち機密情報となる。通常他人に知られたくないものと認められないものが機密情報でなくなると言え、その意味で言うと保護の必要性は相対的に低いと言える。3頁の表の、取得・保有、提供のところで、職務目的以外で閲覧又は利用してはならないところ、目的外提供も禁止されていると解せるが、この規定は機密情報だけでなく保有している情報一般に適用される規定である。

### 川上委員

- ・請求してくる相続人の相続財産が、未分割状態か、相続財産が確定しているのかについてどうやって確認するのか。
- ・二点目。名古屋市の方では、医療・介護関係情報以外の情報についてはどうなるか。相続人間の利害関係があるので、恣意的になってはならない。

### 庄村会長

- ・死者の情報の別ルールを作るのではなく、名古屋市は、情報を取り扱う部署のそれぞれの要綱等で対応するという提案である。
- ・今の話ではそれでは足りないという意見が強いが、事務局どうか。

### ⇒事務局

- ・前提として国の整理が確認できていない状態での案である。
- ・今、死者に関する情報を遺族自身の情報として開示している類型については介護認定関係情報が9割である。他都市についても介護認定関係情報については、情報提供制度を作つて運用している所があり、それをベースにして作った案である。判断のばらつきはあまりなく運用できていると聞いている。
- ・ご指摘の懸念があるというのは仰る通り。制度が安定的でないということが課題ということを認識し、どう対応していくか検討していく。あくまで別人の情報にアクセスしようとするという特性がある点も含めて検討していく。今回のご指摘については判断のばらつき等のない形での制度構築をすべきと理解して今後の検討を進めていきたい。

- ・答申の意見のイメージとして、これまで開示できなかった部分は引き続き何らかの枠組みが必要ではないかという点。
- ・加えて、案件ごとにばらつきがないようにという指摘をいただいたと理解した。
- ・規定のレベルに関しては要綱、事務所管課等には、当室が全庁的なものを整理する事もあると考えている。ご意見として賜りたい。

### **庄村会長**

- ・情報入手の仕組み整備、ばらつきの統制、規定レベルにつき意見があった。
- ・国からの回答があった後、大きく変わることがあればまたご意見いただく。

### **【定義（機微情報）】**

#### **小野木委員**

- ・3頁の表、右の改正法の表現に条例を合わせるという考え方。

#### **⇒事務局**

- ・今後は、機微情報の名称は要配慮個人情報に統一され、文言も法の文言になり、市に直接適用される。

#### **小野木委員**

- ・例えば信条について※の補足がないと理解できない。宗教・思想と書かず、省略する必要があるのか。

#### **⇒事務局**

- ・現状はガイドラインを含めて解釈が示されるということかと考える。

#### **小野木委員**

- ・現行条例の記述は具体的で理解しやすいが、法は非常に分かりにくくなるのではないかと危惧している。

#### **⇒事務局**

- ・法の解釈の分かりやすさは一義的には法の話である。

#### **荒見委員**

- ・機微情報の内容は時代に応じて変わるものか。例えば病歴の範囲は「コロナにかかった」という情報は病歴になるのか否か。

#### **⇒事務局**

- ・政令・規則の改正として対応していく。コロナリ患は病歴に含まれる。

#### **川上委員**

- ・機微情報の規定は、上乗せ横出しできるか。条例の思想、信条・宗教が法では信条で、思想と信仰の両方とあるが、宗教は制度的なものを意味し、信仰は心や意識を言う。従来の現行条例の方が分かりやすい。

⇒事務局

- ・条例で規定できるか否かについては、条例での規定は許容される。表現については、法の問題となる。市で表現をいじることはできない。

川上委員

- ・横出しができるのなら、市の地域特性を考えるなら、思想、信条・宗教と書いた方が分かり良い。

⇒事務局

- ・法に含まれるが分かりにくいため、条例で規定するということか。

⇒川上委員

- ・分かりにくいだけでなく、漏れる部分がある。

荒見委員

- ・要配慮個人情報は政令規則を受けてからしか追加できないか。コロナになった時や不妊治療を受けている等の微妙なセンシティブな情報は、国を待っていると住民ニーズを拾えない。そのあたりはどう考えるか。

⇒事務局

- ・地域の特性その他の事情に応じてという文言は、例えば、名古屋市が不妊治療について先進的な制度を作り、不妊治療の情報の取り扱いが大きく増えるということになった場合、地域特性に応じた事情が出て、追加するというのが現状の国の説明である。その意味で言うと施策に応じて変わってくると考えている。

- ・一方「その他の事情」については国に確認中である。

庄村会長

- ・思想、信条・宗教に関しては、改正法では足りない部分が出てくるので、条例要配慮個人情報として上乗せがあるのでないか。
- ・同和については、従来の条例にはなかったが、告示だったものを、この際条例に乗せるとかそういうことでよいのか。
- ・国の説明は、条例の規制については改正法に含まれるので、条例に書くのは許容されないとのことだが、確認的に条例に明記すれば、住民から見てわかりやすい。確認的に明記するのにはありうるか検討してほしい。

⇒事務局

- ・この論点については、要配慮個人情報について、確認的に規定していい

のかについて、国へ確認中である。市において条例で明確にするメリットの一方で、法には含まれていないという考え方になるということもあります、その辺も含めて国が整理する。

### 庄村会長

- ・わかりやすさが低下するので書くべきだというご意見。荒見委員からは広がりへの対応が遅くなるのではないか、地域特性を生かせないのでないかという懸念。この二つの意見を答申という形で整理してもらう。国から回答が出れば、それに合わせてまたご議論いただくというまとめでよいか。

### ⇒事務局

- ・まず、国の確認的規程の可否はわかり次第共有する。信仰、宗教の違いの有無も確認中であり共有する。確認的規程が可であった場合に、明確化の観点から何らかの対応が必要で、市民ニーズや情報に対する考え方の移り変わりに柔軟に対応すべきという意見でよいか。

### 庄村会長

- ・確認的規程は、他の法と条例を見れば確認的規程はいくらでもあり、普通の条例制定権の範囲内である。個人情報保護委員会がだめだというのであれば、理屈を確認したい。

### 【取得】

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

### 小野木委員

- ・資料中段の表の改正後の欄について「業務遂行に必要でない」というのは誰がどう判断するか

### ⇒事務局

- ・どちらかというと、業務の遂行に必要であるということを判断するということ。改正法においては実施機関が判断、現行条例においては、法令の根拠又は審議会の意見に従い判断する。

### 小野木委員

- ・現行は具体的な条件があるが、改正法はない。だれがどういう風に判断するのか、統一的な、あるいは審議会にあたるようなチェック機関はないのか。

### ⇒事務局

- ・個人情報保護委員会が統一的な監督権限を持ち、これまで審議会が担ってきた機能を、一定個人情報保護委員会が担っていく。例えば機微情報

取得の必要範囲内か否かについての解釈についても国の助言を受けて判断していくことが想定される。仮に不適切な取得がなされているとなつた場合にも、個人情報保護委員会が監督権限行使することが考えられる。

### 荒見委員

- ・個人情報保護委員会にお伺いを立てて、判断する動きは時間がかかる気がするがどうか。

#### ⇒事務局

- ・即時的な対応については国の体制の問題である。一義的にはガイドラインで一定示されるので、それを見て判断をするということ。
- ・業務上取得するのであって、一義的には必要なはずである。一般的には即時対応がないことに不安があることはあるが、この論点については当ではまらないのではないかと考える。

### 川上委員

- ・国に判断を求めることにそもそもリスクがある。行政の所掌事務に必要な場合として、個人が自己情報をコントロールできるという点が個人情報保護の趣旨であるのにもかかわらず、コントロールを事実上国が行う可能性がある。国がこのような規程をするということであれば、条例で最大限自由が利かないようにしておかなくてはいけないのではないか。

#### ⇒事務局

- ・国が恣意的な判断を行う可能性を一般に否定しきれるものではないが、個人情報保護委員会は独立した監督機関として対応するということになっている。また、監督は一定限定的だと考えている。
- ・機微情報については国の動向というより、実施機関が自分で判断するようになるということである。実際取得制限が緩くなるのは否定しきれないが、取得自体が悪ではないというのは一方で言える。取得したほうがいいから取得しているので、そこを前提に、不適正な取り扱いを防ぐのが合理的な対応かと考える。

### 川上委員

- ・取得したほうがいいから取得したほうがいいという視点は通用しないのではないか。行政にとって都合がいい情報が集められるなどのリスクから、法が出来た経過がある。合理性の視点だけから見たら大変なリスクになる。

### 庄村会長

要注意情報の審議会の意見を聞いて取得したはあるか。

⇒事務局

- ・制定直後に各部署での機微情報の取得について網羅的に諮問しており、市としての取得につき一定認められている。

庄村会長

- ・法の規定に基づきやらなければならないのは一方であるが、条例制定権、徳島県公安条例事件最高裁判決の基準に沿う形で、それに抵触しない程度でルールを決めるということはありうる問題かもしれない。対応必要というところは事務局案としては、要綱で規定するという提案となっているが、条例でやれるのかという検討は必要になってくるかと思う。
- ・原則本人からの直接取得が外れるというのは、特段現時点では想定されないということだが、この点何か意見があれば。(→意見なし)
- ・前者について現在条例で明確にやっていることが弱まることについて、どういう対応をするか、さしあたりの意見はあるか。

小林委員

- ・国の法改正等は、個人情報の活用、情報活用にウェイトを置いて、従来の自己情報のコントロールの観点はその分弱まっているという理解である。これに合わせていくという方針であれば、取得等はこういう対応になっていく。それでいいのかという根本的な見解の相違があるということ。市として自己情報のコントロール権的な保護の従来の形を大事だと考えていくのであれば検討の必要がある。
- ・そもそも考え方で、法の趣旨に合わせるか、法に問題があるので個人情報保護の方を図っていくか、その辺を次回までに検討できれば良い。

⇒事務局

- ・小林委員の指摘については、本人からの直接取得限定については、現状も、自己に関する個人情報の取得について本人に関与させるための規定である。自己情報のコントロール的な趣旨であると考える。機微情報についてはそういう観点より、不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害ということかと考える。
- ・今の条例の趣旨をいかにして担保していくかということが重要であると考えている。データの利活用に振れるか否かでなく、今の条例の趣旨を引き続き合理的な手法により担保していくことかなと考えている。

以上

## 第280回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年1月28日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

### 議題

- 1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
- 2 次回の審議予定事項について（公開）

## 第 280 回個人情報保護審議会 (タイムスケジュール)

令和 4 年 1 月 28 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	・<個人情報保護審議会 開会> ◎名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
13:30 13:35	・定義（死者の個人情報の取り扱い）について（説明／10分） (質疑応答・審議／10分)
13:50 13:55	・個人情報の取得について（説明／5分） (質疑応答・審議／15分)
14:10 14:15	・利用及び提供の制限について（説明／5分） (質疑応答・審議／10分)
14:25 14:30	・電子計算機処理の制限等について（説明／5分） (質疑応答・審議／5分)
14:35 14:40	・個人情報の取扱状況等に係る公表について（説明／5分） (質疑応答・審議／5分)
14:45	・次回の審議予定事項について
14:50	・<個人情報保護審議会 閉会>

事項	定義	
規定上の変更点	1 個人情報の定義に死者に関する情報が含まれなくなる 2 取扱いに特に配慮を要する情報(以下、「機微情報」という)の項目に、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」等が加わる(詳細は別添のとおり)	
分類	1 対応要検討事項	定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの統一の根幹をなすものであり、(略)死者に関する情報を条例で個人情報として定義することはできない(ガイド32頁) ※死者の情報について特化して規律を設けることについては、個人情報保護法の体系の外で規定されることはあり得る(11月24日全国説明会Q&A)
	2 ②条例での規定が許容される	地域の特性その他の事情に応じて、その取扱いに特に配慮を要する記述等を条例で定めることができる(=「条例要配慮個人情報」)(法60条5項(一部修正))

## 【考え方(案)】

## 1 死者に関する情報の取扱い

## (1) 開示請求の対応

現行制度	○死者に関する情報については、遺族からの請求を受け、当該死者に関する情報が遺族の個人情報としても認められる場合に開示を行っている	
	区分	開示の対象となる例
	死者(成人)に関する医療・介護関係情報	カルテ、介護認定審査会の資料等
	死者(未成年者)に関する情報全般	自殺した児童に係る事故報告書等
改正後	○また、各事務所管課等では必要に応じて開示請求以外の手法により遺族に対して情報提供を行っている	
対応要否	死者に関する情報について、遺族の情報として開示できる情報や、開示対象となる遺族の範囲に関する考え方が現行条例と異なる可能性がある	
対応(案)	現行の運用を継続できなくなる場合には、引き続き現状可能となっている範囲で遺族による死者に関する情報の閲覧・入手等を可能にするため、 <b>対応が求められる</b>	
	○現状遺族の情報として開示している情報のうち、当該開示の対応ができなくなる情報について、各事務所管課等において、遺族に対して情報提供を行う	
	○特に請求件数が多い請求内容については、事務所管課等において情報提供に係るルールを要綱等に規定し、制度的な情報提供の運用を行う	

## (2) 情報の取扱い

現行制度	個人情報の取扱いに関する条例第2章の規定が死者の個人情報にも適用されている
改正後	○死者に関する情報は個人情報の定義に含まれず、個人情報の取扱いに関する法第5章第2節の規定が適用されない ○死者に関する情報のうち、機密情報(個人情報及び情報公開条例上の非公開情報)に該当するものについては、情報あんしん条例の規定が適用される
対応要否	機密情報に該当する場合は、引き続き情報あんしん条例の規定により保護対策が講じられることとなるため、 <b>改正条例の体系の中での対応は不要</b> と考えられる

## 2 機微情報の定義

対応要否	○現行条例の要注意情報は改正法の要配慮個人情報にすべて包含されると考えられる
	○現状の要注意情報がない項目で、地域の特性に応じ、新規に要配慮個人情報として機微情報に加える必要性のある項目は、現時点では把握されていない

## § 2 定義（死者の個人情報） 参考資料

### （参考1）個人情報と機密情報に係る安全管理義務の比較

区分 (適用法令)	個人情報 (個人情報保護条例)	機密情報 (情報あんしん条例)
取得・保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正かつ公正な手段により取得</li> <li>○目的を明確にし目的達成の必要範囲内で保有</li> </ul>	職務目的以外で閲覧又は利用してはならない
提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的外提供原則禁止</li> <li>○提供先への措置要求</li> </ul>	
適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正確かつ最新の状態に保つ</li> <li>○保護のため必要な措置を講じる</li> <li>○不要な情報の廃棄、消去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○正確性の検証を行う</li> <li>○機密情報の保護対策を講じる</li> <li>○保管期限経過の行政文書の廃棄</li> </ul>

### （参考2）名古屋市情報あんしん条例施行規則

#### （情報の分類）

第28条 （略）保護対策を適切に講ずるため、情報を次の各号に掲げるものに分類する。

（1）機密情報 名古屋市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（略）及び名古屋市情報公開条例第7条各号本文に規定する非公開情報

（2）（略）

#### （機密情報の保護対策）

第29条 実施機関は、（略）不必要な若しくは権限なき閲覧、第三者への不当な開示又は盗聴等による機密情報の漏えいを防ぐため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）～（6）（略）

### （参考3）名古屋市情報公開条例

#### （行政文書の公開の義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

（1）個人（略）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと思われるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ（略）

（2）～（7）（略）

## 現行条例と改正法における機微情報の定義及び規律

区分	現行条例	改正法
用語	「要注意情報」	「要配慮個人情報」
定義	思想、信条及び宗教	信条 ※個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、 <u>思想と信仰の双方を含む</u> （ガイド43頁）
	歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であること (平成8年名古屋市告示第341号)	社会的身分 ※ある個人にその境遇として固着している、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない（ガイド43頁）
	—	○人種 ○病歴 ○犯罪の経歴 ○犯罪により害を被った事実 等
規律	○原則として取得してはならない（例外規定に該当しないにも関わらず取得した場合、利用停止請求の対象になる） ○原則として電子計算機処理をしてはならない	—
	—	○個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれる場合ファイル簿に掲載する ○漏えい時、国へ報告しなければならない

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>  <b>(定義)</b></p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 <u>個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p> <p><b>(要注意情報の取得の禁止)</b></p> <p>第9条 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報（以下「要注意情報」という。）</u>を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めたとき。</p>	<p><b>【法】</b>  <b>(定義)</b></p> <p>第2条 この法律において「個人情報」とは、<u>生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式を除く。））で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）</li> <li>2 個人識別符号が含まれるもの</li> <li>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、<u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等</u>が含まれる個人情報をいう。</li> </ol> <p><b>(定義)</b></p> <p>第60条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</li> </ol>

個人情報の取得		
規定の変更点	1 機微情報は原則として取得してはならない旨の規定がなくなる 2 個人情報は原則として本人から取得しなければならない旨の規定がなくなる	
分類	1 対応要検討事項	個人情報全般について、その保有は(略)所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており(略)、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、(略)取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複する(略)規定を法施行条例で設けることは許容されない (QA A3-2-1)
2 対応要検討事項	個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項(略)(例:(略)個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)については、条例で独自の規定が置かれることは許容されない(GL70 頁)	

## 【考え方(案)】

## 1 機微情報の取得制限

現行制度	機微情報について、個人の権利利益の侵害に結びつくおそれの強いものであることから、原則として取得することを禁止しているが、法令又は条例に定めがあるときや審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めたときは、例外的に取得できることとされている		
改正後	個人情報一般について、機微性の有無にかかわらず業務の遂行に必要でない場合は保有できないとされている		
対応要否	○条例においても法においても業務の遂行に必要な場合は機微情報を取得できるが、条例においてはその必要性について法令や審議会の意見を根拠に判断しているところ、改正法においては法令等の根拠なく判断するようになると整理できる (機微情報の取得可否)		
	区分	現行条例	改正法
	業務の遂行に必要	取得可※	取得可
	業務の遂行に必要でない	取得不可	取得不可(61条(個人情報の保有の制限等))
	※法令に定めがある場合及び審議会の意見聴取を経た場合に例外的に可能となる ○現状よりも機微情報の取扱いが増大しうる点も踏まえ、個人の権利侵害リスクの低減を図る必要がある ⇒ 対応が必要		
対応(2)	機微情報の漏えい等により個人の権利利益が侵害されることがないよう、取得した機微情報の適正な取扱いを担保するための対応を実施することとし、要綱等で規定する		

## 2 個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定

現行制度	個人情報の取得に当たっては、個人情報の正確性を確保し、自己に関する個人情報の取得について本人に関与させるため、本人から直接取得することを原則としている(他の実施機関等から取得することに相当の理由があると認められる場合などの例外あり)		
改正後	個人情報の取得に当たって、取得先を原則として本人に限る旨の規定はないものの、業務の利用目的以外の目的での保有や不適正な取得は禁止されている		
	結果として、規律のない範囲は、「本人以外の者からの、業務目的内での適正な取得」に関する部分に限られる⇒特段の対応が必要となる事案は現時点では想定されない		
	目的内・適正	目的外・不適正	
	現行条例	改正法	現行条例
本人	取得可		取得不可
本人外	取得不可 (§ 8 取得の制限)	取得可※	(§ 7 保有の制限、 § 8 取得の制限) (§ 61 個人情報の保有の制限等、§ 64 適正な取得)

※事業者等からの取得の場合、通常取得先が提供に係る同意を取得する

## (条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>  <b>(取得の制限)</b></p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、<u>個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>3 (略)  <b>(要注意情報の取得の禁止)</b></p> <p>第9条 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報（以下「要注意情報」という。）を取得してはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。</p> <p>(2) 実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて事務の目的達成に必要不可欠であると認めたとき。</p> <p><b>【平成8年名古屋市告示第341号】</b>  名古屋市個人情報保護条例（略）第7条第4項に規定する社会的差別の原因となるおそれがあるとする事項は、<u>歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であること</u>とする。</p>	<p><b>【法】</b>  <b>第2条</b></p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、<u>本人の人種、信条※1、社会的身分※2、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実</u>その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p><b>第60条</b></p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（略）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p><b>(個人情報の保有の制限等)</b></p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p><b>(適正な取得)</b></p> <p>第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>

事項	§ 1.1 利用及び提供の制限	
規定上の変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「特別の理由」がある場合に、民間事業者等への目的外提供を行える旨の規定が加わる</li> <li>○目的外提供に関して審議会の意見聴取による取扱いの例外規定がなくなる</li> </ul>	
条例規定可否	対応要検討事項	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない(GL 67 頁)

## 【考え方（案）】

現行制度	民間事業者等への目的外提供について、現行条例においては、他の例外事由の要件に当てはまらないが、公益上個人情報の目的外提供が必要な場合は、 <u>個人情報の目的外提供を行う判断を慎重かつ的確なものとするため、審議会に意見を聴いた上で、行うことができる旨</u> 定められている
改正後	<p>①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること      ②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること      ③提供を受ける側の事務が緊急を要すること      ④情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること</p> <p>等の、「特別の理由」がある場合に、<u>実施機関の判断により民間事業者等への目的外提供を行えること</u>とされている</p>
対応要否	「特別の理由」を実施機関自身が判断し民間事業者等に目的外提供できることとなるため、提供の判断を慎重かつ的確なものにするための <u>対応が必要</u>
対応案	「特別の理由」による民間事業者等への提供等、目的外利用・提供の判断を慎重かつ的確なものとするための対応（提供等に関する判断について制度所管課の関与を担保する等）を実施することとし、要綱等で規定する

## (条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b> (利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。</li> <li>(2) 法令又は条例に定めがあるとき。</li> <li>(3) 出版、報道等により公にされているとき。</li> <li>(4) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。</li> <li>(5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</li> <li>(6) 法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。</li> <li>(7) 個人情報の提供を受ける実施機関が、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用する場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。</li> <li>(8) 個人情報の提供を受ける国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）又は指定管理者が、法令又は条例で定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用する場合であって、当該個人情報を使用することについてやむを得ない理由があるとき。</li> <li>(9) 前各号に掲げるもののほか、<u>実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。</u></li> </ul> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	<p><b>【法】</b> (利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができます。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</li> <li>(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</li> <li>(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</u></li> </ul> <p><u>【GL 97頁】「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、（略）具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であることといった、正に特別の理由が必要とされる。</u></p>

事項	§ 13～15 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の禁止
規定上の 変更点	○個人情報の電子計算機処理に当たり審議会の意見を聴かなければならない旨の規定がなくなる ○オンライン結合や、要注意情報の電子計算機処理を原則として行ってはならない旨の規定がなくなる
分類	対応要検討事項 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない(GL 67頁)

## 【考え方（案）】

現行 制度	次の場合には、審議会の意見を聴いてから実施の適否を判断することとされている ・要注意情報の電子計算機処理(§ 13) ・個人情報の電子計算機処理の開始・重要な変更(§ 14) ・電子計算機の結合(§ 15)
改正案	○オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされている ○GLにおいて、個人情報の適切な管理のための措置に関する指針として、情報システムにおける安全の確保について基本的な対策が規定されているほか、サイバーセキュリティについては国の基準を参考に、適正な水準を確保する必要があることとされている

## 1 現行条例の規律

①個人情報保護対策の適切性を踏まえ、②処理範囲の適正性（個別の処理の適正性）を担保することを趣旨とした規律と考えられる

条項	内容
13 条	要注意情報の電子計算機処理をしてはならない →審議会の意見を聴いて、②事務の目的達成に必要不可欠であり、 ①本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めたものは 処理できる
14 条	1 項 電子計算機処理時は別に条例で定めるところにより①個人情報 保護対策を講じなければならない 2 項及び3 項 新たに電子計算機処理をしようとするときや重要な変 更をしようとする場合は、個人情報の保護について、②審議会の意 見を聴かなければならない
15 条	実施機関は、実施機関以外のものとの間で、通信回線により電子計算 機の結合を行ってはならない →②公益上特に必要があり、①不正アクセス防止対策等を講じてい る場合には、審議会の意見聴取を条件に例外的に結合ができる

## 2 規律の変更点及び考え方

変更点	考え方
審議会の意見を聴いて判 断していた電子計算機処 理の適否について、ガイ ドライン等に基づいて実 施機関が判断することと なる ※個人情報の分析（プロファイリング）等の処理が考えられる	ガイドラインのみでは、新たな技術を用いるような 処理※に関し、実施の適否を適切に判断できないお それがある ↓ 個別の事案について専門家等から助言を受ける必要 性は引き残るものと考えられ、 <b>対応が必要</b>

対応 (案)	個別事案に係る個人情報の電子計算機処理の適否について、引き続き専門家等の助言 を受けて判断できるようにする
-----------	--

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>  <b>(電子計算機処理の制限)</b>          第14条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理をするときは、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策を、別に条例で定めるところにより、講じなければならない。          (1)～(3) (略)          2 実施機関は、<u>新たに個人情報の電子計算機処理をしようとするときは、記録項目その他個人情報の保護に関する事項について、あらかじめ、名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならぬ。</u>(略)          3 前項の規定は、個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をしようとする場合において準用する。  <b>(電子計算機の結合の禁止)</b>          第15条 実施機関(略)は、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により<u>電子計算機の結合を行ってはならない</u>。ただし、<u>実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めたときは、この限りでない</u>。          (1)、(2) (略)          2 (略)       </p>	<p><b>【GL23 頁】</b>          デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。       </p>

事項 規定上の 変更点	個人情報の取扱状況等に係る公表	
	個人情報ファイル簿を作成・公表しなければならない旨の規定が加わる (個人情報取扱事務を届出・公表しなければならない旨の規定がなくなる)	
分類 ②条例での規定が許容される	○地方公共団体の機関等においては、条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である (GL39 頁) ○特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられない (QA A4-2-1)	

## 【考え方（案）】

現行 条例	実施機関における保有個人情報の取扱いの内容を明らかにする等のために、保有個人情報を取り扱う事務について、届出・公表を行うことが定められている (この取扱いについて、事務で取扱う個人情報の本人の数による区別はない)																																	
改正案	個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図る等のために、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされている（本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルは作成・公表対象から除外されている） (※行政機関個人情報保護法上の 1,000 人を想定)																																	
対応 要否	保有個人情報の取扱い状況について、明らかにされない部分が広がることとなるため、 <b>対応が必要</b> (個人情報取扱事務目録と個人情報ファイル簿のイメージ)																																	
	現行条例	改正法																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の名称</th><th>○○保険事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務の目的及び概要</td><td>○○保険に関して～</td></tr> <tr> <td>対象者の範囲</td><td>本人、家族</td></tr> <tr> <td>保有個人情報の記録項目</td><td>氏名、生年月日、～</td></tr> <tr> <td>取得先（8条2項）</td><td>本人、家族(1)</td></tr> <tr> <td>経常的な目的外利用・提供先（11条1項）</td><td>○○省(6)</td></tr> <tr> <td>個人情報ファイル</td><td>○○保険データベース △△テーブル</td></tr> </tbody> </table>	事務の名称	○○保険事務	事務の目的及び概要	○○保険に関して～	対象者の範囲	本人、家族	保有個人情報の記録項目	氏名、生年月日、～	取得先（8条2項）	本人、家族(1)	経常的な目的外利用・提供先（11条1項）	○○省(6)	個人情報ファイル	○○保険データベース △△テーブル	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">個人情報ファイル簿</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報ファイルの名称</td><td>○○保険ファイル</td></tr> <tr> <td>個人情報ファイルの利用目的</td><td>○○保険に関して～</td></tr> <tr> <td>記録範囲</td><td>本人、家族</td></tr> <tr> <td>個人情報ファイルの記録項目</td><td>氏名、生年月日、～</td></tr> <tr> <td>収集方法</td><td>本人、家族からの申請による</td></tr> <tr> <td>経常的な提供先</td><td>○○省</td></tr> <tr> <td>匿名加工情報の提案募集対象</td><td>該当</td></tr> <tr> <td>要配慮個人情報の有無</td><td>含まない</td></tr> </tbody> </table>	個人情報ファイル簿		個人情報ファイルの名称	○○保険ファイル	個人情報ファイルの利用目的	○○保険に関して～	記録範囲	本人、家族	個人情報ファイルの記録項目	氏名、生年月日、～	収集方法	本人、家族からの申請による	経常的な提供先	○○省	匿名加工情報の提案募集対象	該当	要配慮個人情報の有無	含まない
事務の名称	○○保険事務																																	
事務の目的及び概要	○○保険に関して～																																	
対象者の範囲	本人、家族																																	
保有個人情報の記録項目	氏名、生年月日、～																																	
取得先（8条2項）	本人、家族(1)																																	
経常的な目的外利用・提供先（11条1項）	○○省(6)																																	
個人情報ファイル	○○保険データベース △△テーブル																																	
個人情報ファイル簿																																		
個人情報ファイルの名称	○○保険ファイル																																	
個人情報ファイルの利用目的	○○保険に関して～																																	
記録範囲	本人、家族																																	
個人情報ファイルの記録項目	氏名、生年月日、～																																	
収集方法	本人、家族からの申請による																																	
経常的な提供先	○○省																																	
匿名加工情報の提案募集対象	該当																																	
要配慮個人情報の有無	含まない																																	
対応 (案)	※改正法における「個人情報ファイル」は次の事項を満たすもの ①個人情報を含む集合物であり、 ②一定の事務を達成するために、 ③特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成されたもの  法において個人情報ファイル簿の作成・公表対象から除外されている範囲について、保有個人情報の取扱いを引き続き明らかにするための対応（事務の届出・公表を実施する、政令で定める数未満の個人情報ファイル簿についても作成・公表を行うなど）を実施することとし、その旨を条例で規定する																																	

(条例・改正法における規律内容比較表)

現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b>            (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p><b>【法】</b>            (個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>